

# ごみの焼却や野焼きの拡大による火災に注意！！

↓市内の過去5年間における焼却行為から延焼した火災件数

年（1月から12月）	建物火災	林野火災	車両火災	その他の火災	
平成30年	1			4	※ その他の火災とは、 枯れ草や屋外の物品等が 燃えたもの。
平成31年・令和元年		1		3	
令和2年	2	5	1	3	※ 左の件数は、年間の 火災件数の一部です。
令和3年	2	4		4	
令和4年	1	5	1	4	

## 屋外でのごみの焼却行為は禁止されています！

剪定木や雑草、家庭ごみ等は焼却せず、指定のごみステーションに出すなど、適正に処理してください。なお、どんど焼き等の地域の行事や害虫駆除のための畦畔焼きなどは、例外的に焼却が認められておりますが、その場合でも、むやみに行うのではなく、近隣の迷惑にならないよう配慮を行うとともに、次のことを厳守してください。

### 1 その場を離れない

焼却行為をする場合には、必ず監視を継続し、やむを得ずその場を離れる場合は一旦消火する。

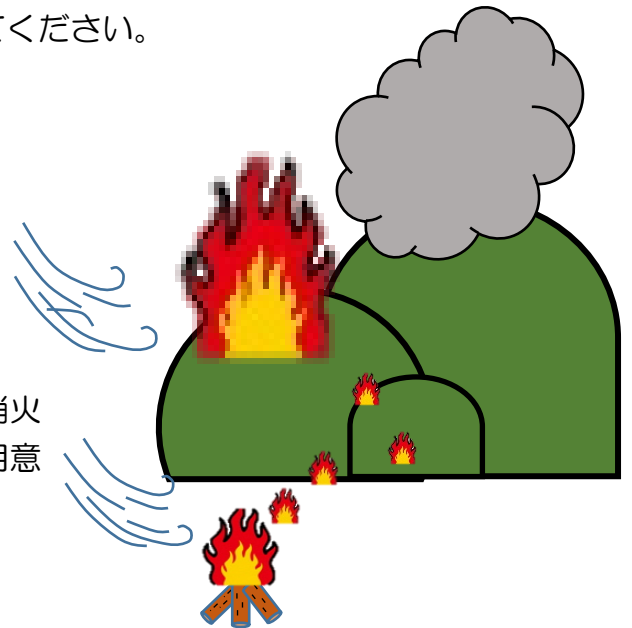
### 2 消火用の水バケツ等を準備する

燃え広がってしまったとき、または緊急で消火する必要がある場合に備えて、水バケツ等を用意して、すぐに消火ができる準備をする。

### 3 天候により中止とする

強風、乾燥注意報や警報が発令されているときは中止する。

火の粉や灰は、風速2m程度の風でも遠くに飛ぶことがあり、風のない日でも天候が急変する場合がありますので、注意が必要です。



※ 火災事案によっては、被害を受けた方から行為者に対し、**損害賠償請求**される場合も・・・考えられます。

その他にも火災の原因として、放火、調理器具、電気器具・配線などがありますので、家の周囲に燃えやすい物を置かない、火気器具を正しく使うなど、日ごろから火災の予防に心がけましょう。